

平成26年陸別町議会6月定例会会議録（第1号）						
招集の場所	陸別町役場議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	平成26年6月11日 午前10時00分			議長	宮川 寛
	閉会	平成26年6月11日 午後1時27分			議長	宮川 寛
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
出席 7人	1	本田 学	○	8	宮川 寛	○
欠席 1人	2	古田 英一	○			
凡例 ○ 出席を示す ▲ 欠席を示す × 不応招を示す ▲㊦ 公務欠席を示す	3	多胡 裕司	○			
	4	野尻 秀隆	○			
	5	七戸 一登	▲			
	6	村松 正敏	○			
	7	河瀬 洋美	○			
会議録署名議員	本田 学		河瀬 洋美			
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長 吉田 功			書記 吉田 利之		
法第121条の規定 により出席した者の 職氏名	町 長	金澤 紘一		教育委員長	石橋 勉	
	監査委員	飯尾 清		農業委員会長（議員兼職）	多胡 裕司	
町長の委任を受けて 出席した者の職氏名	副町長	佐々木 敏治		会計管理者	芳賀 均	
	総務課長	早坂 政志		町民課長	（芳賀 均）	
	産業振興課長	副島 俊樹		建設課長	高橋 豊	
	保健福祉センター次長	丹野 景広		国保児童診療所事務長	（丹野 景広）	
	総務課主幹	空井 猛壽				
教育委員長の委任を 受けて出席した者の 職氏名	教育長	野下 純一		教委次長	有田 勝彦	
農業委員会会長の 委任を受けて出席し た者の職氏名	農委事務局長	棟方 勝則				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

◎議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3	議案第44号	工事請負契約の締結について
4	議案第33号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
5	議案第34号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について
6	議案第35号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
7	議案第36号	陸別町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
8	議案第37号	陸別町手数料徴収条例の一部を改正する条例
9	議案第38号	平成26年度陸別町一般会計補正予算（第2号）
10	議案第39号	平成26年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）
11	議案第40号	平成26年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）
12	議案第41号	平成26年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
13	議案第42号	平成26年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
14	議案第43号	平成26年度陸別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

開会 午前10時00分

○事務局長（吉田 功君） 御起立願います。おはようございます。

町民憲章を斉唱いたします。

一つ、みんなで力を合わせ、ひろく産業をおこし、豊かな町を育てましょう。

一つ、みんなで教養を深め、たくましい心と体をつくり、北方文化のかおり高い町を育てましょう。

一つ、たがいにむつみ、助けあい、だれもが生きがいをもてるあたたかい町を育てましょう。

一つ、たがいにきまりを守り、よい習慣をつくり、平和で明るい町を育てましょう。

一つ、恵まれた自然を生かし、住みよい環境をつくり、美しい町を育てましょう。

御着席ください。

---

### ◎開会宣告

---

○議長（宮川 寛君） ただいまから、平成26年陸別町議会6月定例会を開会します。  
七戸議員より、欠席する旨届け出がありました。

---

### ◎表彰の伝達

---

○議長（宮川 寛君） 会議に先立ち、北海道町村議会議長会からの表彰状の伝達を行います。

事務局長より、表彰を受けられた議員を紹介します。

○事務局長（吉田 功君） このたびの表彰は、6月5日に札幌市で開催されました北海道町村議会議長会定期総会の席上におきまして、北海道町村議会議長会表彰規程に基づき、平成26年自治功労者表彰を受けたものであります。

それでは、表彰を受けられました議員を御紹介いたします。

平成26年4月現在、町村議会議員として15年以上在職されました宮川議長、村松議員、河瀬議員の3名の方が受賞されました。受賞されました3名の方と宮川議長へ伝達していただくために、野尻副議長は演壇の前にお進み願いたいと思います。お願いいたします。

最初に、宮川議長が受賞されますので、野尻副議長から伝達をお願いいたします。

○副議長（野尻秀隆君） 表彰状。

陸別町議会、宮川寛殿。

あなたは、議会議員として15年以上にわたり、地方自治の振興発展に寄与貢献され、その功績はまことに顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

平成26年6月5日。

北海道町村議会議長会、会長萬和男。代読。

おめでとうございます。(拍手)

○事務局長(吉田 功君) 次に、村松議員に議長から伝達をお願いいたします。

○議長(宮川 寛君) 表彰状。

陸別町議会、村松正敏殿。

あなたは、議会議員として15年以上にわたり、地方自治の振興発展に寄与貢献され、その功績はまことに顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

平成26年6月5日。

北海道町村議会議長会、会長萬和男。代読。

おめでとうございます。(拍手)

○事務局長(吉田 功君) 次に、河瀬議員に伝達をお願いいたします。

○議長(宮川 寛君) 表彰状。

陸別町議会、河瀬洋美殿。

あなたは、議会議員として15年以上にわたり、地方自治の振興発展に寄与貢献され、その功績はまことに顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

平成26年6月5日。

北海道町村議会議長会、会長萬和男。代読。

おめでとうございます。(拍手)

以上で、表彰状の伝達を終わります。

---

### ◎諸般の報告

---

○議長(宮川 寛君) これから、諸般の報告を行います。

議会関係諸般の報告については、諸般報告つづりのとおりでありますので、御了承願います。

---

### ◎町長行政報告

---

○議長(宮川 寛君) 町長から行政報告があります。

金澤町長。

○町長(金澤紘一君)〔登壇〕 5月2日開会の第2回臨時会以降、本日までの会議及び行事等の報告につきまして、1枚物のペーパーについて配付をさせていただいております。記載のとおりでございます。ごらんいただきたいと存じます。

ほかに、口頭で4件報告を申し上げたいと存じます。

1件目につきましては、平成26年6月1日現在の十勝農業改良普及センター十勝東北部支所調べによります農作物生育状況について御報告を申し上げたいと存じます。

総体的に、本年は4月中旬までは低温、5月に入り気温が高く推移いたしました。5月中旬以降は晴天が続いたため農作業は順調に進みましたが、一部干ばつの影響が出始めている状況であります。

品目別に申し上げます。

デントコーンにつきましては、播種や除草剤散布などの農作業は平年並みで推移しましたが、播種後の干ばつの影響が見られ、出芽は平年より4日おくれの状況であります。

次に、ビートにつきましても同様で、晴天が続いたため、農作業は平年並みに推移いたしました。播種、移植後の水不足によりまして、発芽がふぞろいで生育も停滞気味であります。

次に、牧草について申し上げます。萌芽期が平年並みで、その後もほぼ平年並みからやや良で推移しております。しかし、6月以降は、干ばつによります生育停滞の傾向が見られ始めております。

次に、秋まき小麦につきましては、融雪後の凍上による冬枯れが多く見られました。4月以降の生育ステージは平年並みに推移しておりますが、干ばつの影響で草丈は平年よりも短い状況であります。

最後に、アスパラガスにつきましては、4月から5月の水不足によりまして生育が大幅におくれておりまして、予定した収穫量を大きく下回る見込みとなっております。

以上が、農作物の生育状況の報告であります。

次に、職員の採用について御報告申し上げます。

このたび、社会人枠として一般事務職員を7月1日付で1名、10月1日付で1名、計2名の採用を内定いたしました。

次に移ります。次に、入札執行の停止について御報告申し上げます。

6月5日に執行予定でありました（仮称）陸別町給食センター建設事業の建築主体工事につきまして、事情により入札の執行を停止いたしました。

最後に、北海道電力が進めております陸別町内の停電対策について報告を申し上げます。町内が停電になった場合の早急な送電再開につきましては、これまで北電に要請をしたところではありますが、配電線連系増強等の工事により、既に小利別方面、トラリ・薫別方面、トマム、上トマム方面の一部につきまして応急送電の体制が整備され、ことし中にはさらに上陸別、中陸別方面も可能となる見込みとなっております。市街地につきましては、6月中に1,600キロワットの移動発電機車が若葉地区に常設されることとなり、その準備が進められております。さらに、異常気象が予想される場合は、足寄町と北見市に配備されております移動発電機車が事前に陸別町内に移動します。また、突然停電になった場合でも、これらの移動発電機車を速やかに陸別町に移動できる体制を確保しております。さらには小利別変電所から陸別変電所までの2回線化につきましては、ルート選定の調査が進められております。

以上、北電側からの報告がありました。今後とも停電対策につきましては、北電に対

し、できるだけ速やかな対策が講じられるよう強く要請をしていきたいと考えております。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。

なお、配付してあります事業、工事、業務、発注一覧表につきましては、後ほどごらんをいただきたく存じます。

以上で終わります。

---

### ◎教育関係行政報告

---

○議長（宮川 寛君） 次に、教育委員長から教育関係行政報告があります。

石橋教育委員長。

○教育委員長（石橋 勉君）〔登壇〕 3月定例会以降、本日までの主な教育関係の行政報告を申し上げます。

まず、書面の中から1点報告いたします。

3月26日に陸別町教職員離任式を、4月4日には平成26年度陸別町教職員着任式を挙行いたしました。着任式では、4月1日付教職員人事異動によりまして、新しく陸別小学校に着任されました、川原教頭、松前教諭、沼田教諭、塩見教諭、坂下教諭と、陸別中学校に着任されました式見校長、松田教諭、高橋教諭、石川教諭、宮本教諭、水木事務職員の11名に対し、北海道教育委員会からの辞令を交付したところであります。着任されました11人の教職員には、陸別での御活躍を期待申し上げたところであります。なお、本年度の教職員数は、陸別小学校が13名、陸別中学校が14名となっております。

次に、口頭で2点、報告いたします。

まず1点目は、平成26年6月1日現在の児童生徒数について報告いたします。陸別小学校は9学級で、普通学級が6、特別支援学級が3であり、児童数は90人であります。内訳は、1学年が15人、2学年が16人、3学年が16人、普通学級14人、特別支援学級2人となっております。4学年は13人で、普通学級が12人、特別支援学級が1人、5学年は13人、6学年は17人となっております。陸別中学校は5学級で、普通学級が3、特別支援学級が2であり、生徒数は59人であります。内訳は、1年生は20人で、普通学級19人、特別支援学級が1人、2学年は18人、3学年は21人で、普通学級は20人、特別支援学級は1人であります。以上が、児童生徒数であります。

2点目は、平成26年3月、中学校卒業生の進路状況について報告いたします。卒業生は15人であり、全員が高等学校進学でありました。進学先の内訳につきましては、足寄高校が6名、本別高校が2人、管内の高校が3人、管外の高校が4人でありました。

以上で、教育関係の行政報告を終わります。

○議長（宮川 寛君） これで、行政報告を終わります。

ただいまの報告にかかわる一般質問の通告は、本日午後5時までに提出してください。

---

## ◎開議宣告

---

○議長（宮川 寛君） これから、本日の会議を開きます。

---

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

---

○議長（宮川 寛君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、7番河瀬議員、1番本田議員を指名します。

---

### ◎日程第2 会期の決定の件

---

○議長（宮川 寛君） 日程第2 会期の決定の件を議題にします。

本件については、6月9日に議会運営委員会を開催し、今定例会の運営について協議しておりますので、委員長より報告を求めます。

村松委員長。

○6番（村松正敏君）〔登壇〕 平成26年陸別町議会6月定例会の運営について、6月9日に開催しました議会運営委員会において慎重に協議しましたので、結果について報告いたします。

今定例会における町長から事前に配付のありました議案は、計画の策定、規約の変更関係3件、条例の一部改正2件、補正予算6件、工事請負契約の締結1件、合わせて12件であります。議会関係では、一般質問1名、発議案1件、意見書案3件、決議案1件及び委員会の閉会中の継続調査についてを予定しております。

会期につきましては、議案の件数、内容等を総合的に勘案し、協議の結果、お手元にお配りしております予定表のとおり、本日から6月13日までの3日間とすることに決定いたしました。

次に、議案の一括議題については、議事の能率化を図る上から、議案第38号から議案第43号までの平成26年度各会計補正予算6件を一括して説明を受けることとし、質疑、討論、採決は別々に行うことにしましたので御了承願います。

なお、追加議案がありますので、その取り扱いにつきましては本日の会議終了後、議会運営委員会を開催し協議したいと思います。

以上のとおりでありますので、議員各位におかれましては特段の御協力をお願い申し上げます、報告といたします。

○議長（宮川 寛君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長からの報告のとおり、本日から6月13日までの3日間としたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月13日までの3日間とすることに決定しました。

---

### ◎日程第3 議案第44号工事請負契約の締結について

---

○議長(宮川 寛君) 日程第3 議案第44号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金澤町長。

○町長(金澤紘一君)〔登壇〕 議案第44号工事請負契約の締結についてでございますが、平成26年6月5日執行の陸別町給食センター、仮であります、建設機械・厨房設備工事の入札にかかわります落札者と本契約を締結するため、議会の議決をお願いするものでございます。

内容につきましては、副町長のほうから説明をいたしたいと存じますので、御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(宮川 寛君) 佐々木副町長。

○副町長(佐々木敏治君) それでは、議案第44号について御説明を申し上げます。

議案第44号工事請負契約の締結について。

次のとおり、工事請負契約を締結する。

記。

1、契約の目的。(仮称)でありますけれども、陸別町給食センター建設機械・厨房設備工事。

2、契約の方法。指名競争入札。5者を指名してありまして、町外業者が4者、それと地元企業を含む企業体1者でございます。

3、契約の金額。一金1億7,388万円也。

4、契約の相手方。フジ・バンドウ・松浦経常建設共同企業体。帯広市西20条北1丁目6番7号。代表者、フジ暖房工業株式会社、代表取締役社長西藤博行であります。仮契約は、6月5日の入札執行のときに仮契約を結んでおります。なお、工期につきましては、議決をいただきましたなら、その後、本契約の日から平成27年の2月13日までの工期となります。落札率につきましては、96.7%であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

以後、御質問によってお答えをしていきたいと思っておりますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

○議長(宮川 寛君) これから、議案第44号の質疑を行います。質疑はありません



か。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) これで終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第44号工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第4 議案第33号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

---

○議長(宮川 寛君) 日程第4 議案第33号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金澤町長。

○町長(金澤紘一君)〔登壇〕 議案第33号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてでございますが、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定に基づきまして、本計画を総務大臣に提出するため議会の議決をお願いするものでございます。

内容につきましては、総務課長のほうから説明をいたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(宮川 寛君) 早坂総務課長。

○総務課長(早坂政志君) それでは、議案第33号の辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを説明させていただきます。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づきまして、トラリ・薫別辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり策定するであります。

法律第3条第1項では、この法律によって公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て、当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を定めることができると規定されております。

議案の次のページをごらんください。別記様式となっております総合整備計画書になり

ます。

今回策定する計画書は、トラリ・薫別辺地でございます。人口は58人、面積は21.6キロ平米で、一番目の辺地の状況については記載のとおりでありまして、辺地度点数は200点となっております。

2番目の公共的施設の整備を必要とする事情でございますが、本地区において現在使用している飲料水供給施設に係る原水の水量の減少及び水質の悪化が問題となっており、飲料水の供給の安定を図るために、第2トラリ地区営農用水整備事業（担い手支援型）により、新たな飲料水供給施設を整備するというものでございます。

3番目にあります公共的施設の整備計画につきましては、計画期間が5年間となっております。このトラリ・薫別辺地の計画は、平成21年度から25年度までの前期計画が終了いたしましたけれども、今回、記載の飲料水供給施設につきましては道営負担事業でありまして、平成21年度から平成26年度、本年度までの継続事業であることから、平成26年度1年分とはなりますけれども、新たな5年間の期間で計画を策定するというものでございます。

なお、辺地の条件としましては、地区の人口が50人以上、辺地度点数が100点以上となっております。この点数につきましては最寄りの公共施設までの距離などを条件に算定されております。さらに、この計画につきましては、道協議におきましては、本年4月10日に書類を送付しておりまして、5月16日に異議なしとして回答を受けております。この計画によりまして、借り入れできる辺地債につきましては、償還額の8割が交付税により算定されるという大変有利なものでございます。

資料ナンバー1番に、他の地区も含めました陸別町辺地図を添付してありますので、御参照いただきたいと思います。

以上で、議案第33号の説明とさせていただきます。以降、御質問によりお答えをさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮川 寛君） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第33号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第5 議案第34号北海道市町村総合事務組合規約の変更について

---

○議長（宮川 寛君） 日程第5 議案第34号北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金澤町長。

○町長（金澤紘一君）〔登壇〕 議案第34号北海道市町村総合事務組合規約の変更についてでございますが、上川中部消防組合及び伊達・壮瞥学校給食組合の解散、脱退、道央廃棄物処理組合が加入すること、また、上川中部消防組合の解散によりまして、鷹栖町と上川町の消防団の単独組織が設立されることに伴う加入と赤平市が新たに滝川地区広域消防事務組合の構成団体に加入することに伴う脱退のため、北海道市町村総合事務組合規約別表第1及び別表第2の変更について協議がありましたので、議会の議決をお願いするものでございます。

内容につきましては、総務課長のほうから説明をいたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 早坂総務課長。

○総務課長（早坂政志君） それでは、議案第34号北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを説明させていただきます。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のとおり変更するであります。

資料ナンバー2の新旧対照表を御参照ください。

一部、提案の理由と重複しますが、この表によりまして、別表第1の上のほうから順番に説明をさせていただきます。

まず、右が現行となっております。左が改正案。下線が引いてある箇所が、今回の改正箇所となっております。なお、振興局名の下に括弧の数字がありますが、こちらにつきましては振興局ごとの加入数をあらわしておりますので、御承知をいただきたいと思います。

それでは、上部の別表第1からになります。

左側になりますが、道央廃棄物処理組合につきましては、新規設立により追加になります。その次の空知総合振興局の赤平市につきましては、滝川地区広域消防事務組合に加入するために削除、上川総合振興局の上川中部消防組合及び胆振総合振興局の伊達・壮瞥学校給食組合はともに解散のための削除です。別表2の1及び9の項の現行の欄にあります赤平市、上川中部消防組合、伊達・壮瞥学校給食組合、改正案の道央廃棄物処理組合につきましては、別表第1の説明のとおりとなっております。1の項の改正案、鷹栖町、上川町については、上川中部消防組合の解散に伴いまして、それぞれ消防団の設置によりまし

て追加となっております。

それでは、3 ページのほうにお戻りください。

北海道市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約。

北海道市町村総合事務組合同規約の一部を次のように変更するであります。

別表第1 石狩振興局（15）の項中「（15）」を「（16）」に改め、「北海道後期高齢者医療広域連合」の次に「、道央廃棄物処理組合」を加え、同表空知総合振興局（35）の項中「（35）」を「（34）」に改め、「赤平市、」を削り、同表上川総合振興局（31）の項中「（31）」を「（30）」に改め、「、上川中部消防組合」を削り、同表胆振総合振興局（13）の項中「（13）」を「（12）」に改め、「、伊達・壮瞥学校給食組合」を削る。

別表第2 の1 から7 の項中「、赤平市」を削り、「長万部町」の次に「、鷹栖町、上川町」を加え、「、上川中部消防組合」を削り、同表9 の項中「北海道後期高齢者医療広域連合」の次に「、道央廃棄物処理組合」を加え、「、上川中部消防組合」及び「、伊達・壮瞥学校給食組合」を削るであります。

今回の北海道市町村総合事務組合同規約の一部変更につきましては、本町が加入しております北海道市町村総合事務組合への新規に加入する団体及び脱退する団体が生じ、規約の別表第1 及び別表第2 を改正する必要性が生じたため協議するものとなっております。この北海道市町村総合事務組合につきましては、公務上の災害に対する損害補償に関する事務、また非常勤消防団員の退職報奨金等の支払い事務などを共同処理している組合となっております。

地方自治法第286条第1項では、一部事務組合はこれを組織する地方公共団体の数を増減し、もしくは共同処理する事務を変更し、または一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならないと規定されていることから、議会の議決を求めるものであります。

なお、附則としまして、この規約は地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するというものです。

以上で、議案第34号の説明とさせていただきます、以降、御質問によりお答えをさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮川 寛君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第34号北海道市町村総合事務組合同規約の変更についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第6 議案第35号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

---

○議長(宮川 寛君) 日程第6 議案第35号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金澤町長。

○町長(金澤紘一君)〔登壇〕 議案第35号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてでございますが、上川中部消防組合及び伊達・壮瞥学校給食組合の脱退、道央廃棄物処理組合の加入に伴いまして、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約別表第1の変更について協議がありましたので、議会の議決をお願いするものでございます。

内容につきましては、総務課長のほうから説明をいたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(宮川 寛君) 早坂総務課長。

○総務課長(早坂政志君) それでは、議案第35号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを説明させていただきます。

地方自治法第286条第1項の規定によりまして、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を次のとおり変更するというものでございます。

資料ナンバー3の新旧対照表を御参照ください。

議案第34号での説明と同様、右が現行、左が改正案となっております、下線の引いてある箇所が今回の改正箇所となっております。

右側の現行にあります上川中部消防組合及び伊達・壮瞥学校給食組合はともに解散のため削除となり、道央廃棄物処理組合が新規設立により追加となります。

それでは、議案5ページにお戻りください。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を次のように変更する。

別表第1中「上川中部消防組合」及び「伊達・壮瞥学校給食組合」を削り、「道央廃棄物処理組合」を加えるというものでございます。

議案第35号につきましても議案第34号と同様に、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部変更につきましても、本町が加入しております北海道町村議会議員公務

災害補償等組合への新規に加入する団体及び脱退する団体が生じ、規約の別表第1を改正する必要が生じたため協議をするものです。この町村議会議員公務災害補償等組合は、北海道町村議員等に対する公務災害補償等に関する事務の共同処理などをする組合となっております。

地方自治法第286条第1項につきましても、議案第34号において説明をさせていただいておりますので省略をさせていただきます。

なお、附則としまして、この規約は地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するというものでございます。

以上で、議案第35号の説明とさせていただきます、以降、御質問によりお答えをさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（宮川 寛君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第35号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

---

**◎日程第7 議案第36号陸別町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を  
改正する条例**

---

○議長（宮川 寛君） 日程第7 議案第36号陸別町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金澤町長。

○町長（金澤絃一君）〔登壇〕 議案第36号陸別町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、住民基本台帳法の一部を改正する法律等が施行されましたことに伴いまして、所要の改正を行おうとするものでございます。

内容につきましては、町民課長のほうから説明をいたしたいと存じますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 芳賀町民課長。

○町民課長（芳賀 均君） それでは、議案第36号陸別町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を説明いたします。

陸別町印鑑登録及び証明に関する条例（平成11年陸別町条例第2号）の一部を次のように改正するであります。

本条例の改正につきましては、住民基本台帳法の改正で、外国人住民が住民基本台帳法の適用対象となり、関係する法令等が整備されました。まず、外国人登録法が廃止され、この外国人住民にかかわる部分で、住民票の規制内容の改正とともに、印鑑登録証明事務要領の一部が改正されましたことから所要の改正を行うものであります。

次に、改正の内容について申し上げますが、議案の各条項の説明を省略させていただきまして、改正の主な内容を新旧対照表によって説明いたします。

それでは、お手元の資料4の1から4の2の新旧対照表をごらんいただきたいと思いません。

右側の欄が改正前となっております。まず、第2条であります。第2条では外国人登録法の文言を削りまして、さらに改正前では、他に本町に登録されているとなっております部分をよりわかりやすくするために、本町の住民基本台帳に登録されていると明記することの文言の整理を行っております。

次に、まず第5条の見出しについてであります。第2項を追加することで、印鑑登録の規定を定めましたので、印鑑登録の拒否から印鑑登録と改正しております。

次に、第5条の内容であります。第5条につきましても全文改正の手法を用いましたので、全てに下線が引かれておりますが、主な改正点を説明いたします。

第1項では、印鑑登録を拒否できる場合を規定しておりますが、外国人登録原票に関する部分を削除するとともに、住民票としていた部分を住民基本台帳とし、次の第2号でも、よりわかりやすい表現に文言の整理を行っております。また、第2項は追加の規定であります。外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民の印鑑登録について、住民票に登録されているカタカナ表記またはその一部を組み合わせた印鑑の登録を認める規定を追加するものであります。

次に、第9条の第2号について説明をいたします。外国人住民にかかわる印鑑登録証の返還要件の規定を追加するものであります。

それから、ちょっと順序が逆になりましたが、第7条と第9条のその他の部分並びに第10条以下につきましては、実態に合わせた表現に改めた文言の整理を行っております。

それでは、議案集の7ページにお戻りいただきたいと思えます。

附則を読み上げます。附則、この条例は公布の日から施行するであります。

以上、議案第36号陸別町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

以後、御質問によってお答えしてまいりますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

ます。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第36号陸別町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第8 議案第37号陸別町手数料徴収条例の一部を改正する条例

---

○議長（宮川 寛君） 日程第8 議案第37号陸別町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金澤町長。

○町長（金澤紘一君）〔登壇〕 議案第37号陸別町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてでございますが、戸籍法第118条の規定に基づく電子情報処理組織による戸籍事務の取り扱いを開始するため、所要の改正を行おうとするものでございます。

内容につきましては、町民課長のほうから説明をいたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 芳賀町民課長。

○町民課長（芳賀 均君） それでは、議案第37号陸別町手数料徴収条例の一部を改正する条例を説明いたします。

陸別町手数料徴収条例（平成12年陸別町条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める、であります。

まず、次のページの提案理由をごらんいただきたいと思えます。

この中で、電子情報処理組織という言葉について説明させていただきたいと存じます。ここでいう組織とは、システムのことです。この後につきましては、このことを電



算化と表現させていただきますので御了承ください。

現在、当町の戸籍の謄本抄本につきましては、今まで和紙の原本をコピーして交付しておりましたが、戸籍事務の電算化が今年28日から稼働することとなりましたことと、並びに、先ほどの議案第36号で触れましたが、外国人登録法が廃止になりましたことに伴いまして、本条例を改正するものであります。

まず、お手元の資料6をごらんいただきたいと思います。この資料6につきましては、町広報誌の5月号の7ページの部分を抜粋したものであります。その右下のところに小さな表がありますが、ここに名称の変更前と変更後を示しております。今年28日以降は、戸籍の電算化に伴いまして、コンピューターに記録される戸籍除籍につきましては、今まで謄本と呼んでいたものを全部事項証明書と呼び、今まで抄本と呼んでいたものを個人事項証明書と呼ぶこととなります。このことを前提として説明をいたします。

それでは、左の説明資料5の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。各証明事務に係る金額を定めたものが別表であります。改正部分のみをここでは抜粋しておりますので御了承いただきたいと思います。

まず、右側をごらんいただきたいと思います。旧、つまり改正前の内容となっております。

(1) では、戸籍の謄抄本に関する証明事務となっていたものを、改正後では、左の欄の下線部分になりますが、謄抄本の次に「又は戸籍の全部事項証明書若しくは個人事項証明書」を加えるものであります。(2) は除籍に関して同様の改正となっております。

ここで、謄抄本の文言を残していることにつきまして説明をいたします。今回の電算化に際しましては、現在の戸籍に記載されている氏や名が常用漢字などに載っていない文字の場合、法務省の通知に基づきまして常用漢字や人名用漢字に置きかえられます。当町では、このことに該当される方が、ことし1月31日現在で199名おりました。そのうち、海外在住者や居所不明者等14名を除いた185名に対し告知をすることが定められておりました。郵送で既に5月30日に、今月の13日までを期限として設けまして文書を発送しております。この告知を受けた方から、今までの字のままがいいとの申し出があった場合には、従前の紙による戸籍を残すこととなります。また、今後、紙による戸籍で、当町に転籍してこられる方も可能性としては残ります。結果として、謄本、抄本での対応が必要となる場合が考えられますので、文言を残すこととしております。

次に、冒頭で申しましたが、外国人登録法が廃止となりましたので、右側の(16)にあります外国人登録法に関する証明事務を削除する改正であります。

次に、この削除によりまして、右側の(17)から(37)までをそれぞれ一つずつ繰り上げるという改正の内容となっております。

それでは、議案集の9ページにお戻りいただきたいと思います。

附則を読み上げます。

附則。この条例は、戸籍法（昭和22年法律第224号）第118条の規定により、法

務大臣の指定した日から施行するであります。

なお、法務大臣の指定した日につきましては、6月28日とされる予定であります、釧路地方法務局帯広支局より、本日もしくは数日中に法務省告示として官報に掲載されるという情報を得ておりますので、確認ができ次第、議会事務局を通じまして報告をさせていただきます。

以上、議案第37号陸別町手数料徴収条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

以後、御質問によってお答えしてまいりますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（宮川 寛君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで質疑は終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第37号陸別町手数料徴収条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時14分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

◎日程第 9 議案第38号平成26年度陸別町一般会計補正予算（第2号）

◎日程第10 議案第39号平成26年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）

◎日程第11 議案第40号平成26年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）

◎日程第12 議案第41号平成26年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

◎日程第13 議案第42号平成26年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

◎日程第14 議案第43号平成26年度陸別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

---

○議長（宮川 寛君） 日程第9 議案第38号平成26年度陸別町一般会計補正予算（第2号）から日程第14 議案第43号平成26年度陸別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）まで、6件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金澤町長。

○町長（金澤紘一君）〔登壇〕 議案第38号平成26年度陸別町一般会計補正予算（第2号）についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,941万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ43億8,874万7,000円とするものでございます。

続きまして、議案第39号平成26年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億2,254万9,000円とするものでございます。

続きまして、議案第40号平成26年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ35万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億1,923万円とするものでございます。

次に、議案第41号平成26年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ178万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億561万3,000円とするものでございます。

続きまして、議案第42号平成26年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ1万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億834万1,000円とするものでございます。

続きまして、議案第43号平成26年度陸別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ12万1,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,056万6,000円とするものでございます。

以上、議案第38号から第43号まで6議案を一括提案をさせていただきたいと存じます。

内容につきましては、副町長のほうから説明をいたしますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） それでは、議案第38号から議案第43号まで、補正予算について一括して説明をさせていただきます。

議案第38号平成26年度陸別町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書、歳出、9ページをお開きいただきたいと思います。9ページ、歳出であります。

2、歳出でありますけれども、これから説明する各科目ごとにおいて、2節給料、3節職員手当等、4節共済費につきましては、4月1日付の職員の人事異動にかかわる分、また共済費につきましては、負担率の改正に伴う補正が主なものであります。なお、給与費明細書、24ページから26ページまでをつけておりますので、後ほどごらんをいただきたいと思います。

それでは説明させていただきます。

1款議会費1項議会費1目議会費4節共済費2万8,000円、これは負担率の改正に伴うものです。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、この一般管理費につきましては、4月1日付人事異動及び7月1日付で採用予定の社会人枠1名分の人件費及び共済費の負担率の改正を含む人件費の補正であります。2節の給料446万円、3節職員手当等267万2,000円、それから4節共済費175万8,000円であります。18節備品購入費14万7,000円、これは事務用備品でありまして、職員2名分のパソコン2台であります。

それから、5目の財産管理費、今回、補正額2,052万1,000円の追加補正をしております。まず、11節需用費60万1,000円、修繕料でありますけれども、東1条2区の職員住宅一棟2戸ございますが、そのうちの1戸で屋根からの落雪によりまして、壁横につけていますガスボンベを直撃しまして、その弾みでガスボンベが壁を破損をさせたという内容であります。もう一つは、モータープール修繕でありまして、屋根の配水管の目皿凍結によりまして、屋根全体に雪解け水がたまりまして、その重みで屋根を支える鉄骨が曲がって、その重みで壁が破損したという内容であります。なお、東1条2区の職員住宅の修繕費については38万9,000円、モータープールの修繕につきましては21万2,000円であります。なお、歳入で建物災害共済金として60万円ほどの歳入がございます。

15節工事請負費1,792万5,000円、建物解体219万1,000円。資料ナンバー7をお開きください。資料ナンバー7は、公有財産購入、既設建物解体事業位置図で

あります。この丸で記載している箇所の真ん中あたりに黒枠で囲っている部分、この部分が今回の対象の箇所となります。建物については、既に寄附を受けておりまして、この建物について解体するということとなります。なお、この建物と土地については、特に土地については消防団からの消防訓練用地として購入してほしいという要望もございまして、この隣接地、隣ですけれども、既に消防団訓練用地として購入をしているということがございますので、今回、所有者との話が整いましたので予算を計上させていただいております。

面積については、この資料の表の下のほうに解体建物、住所としては字陸別111番地1、字陸別原野分線7番地57。種類は店舗、居宅でありますけれども、2階建てでありまして、面積が162.06平米、219万1,000円の解体費となります。ちなみに、土地につきましては146.65平米でありまして、後ほど説明します17節の公有財産管理費で予算を計上しておりますが、16万5,000円の購入費ということになります。

それでは、予算書のほうにお戻りください。

予算書10ページであります。

次に、建物等改修工事、住宅改修1,573万4,000円であります。資料ナンバー8をごらんいただきたいと思っております。資料ナンバー8は、旧医師住宅の改築に係る平面図であります。この住宅は、診療所の副所長が入居しておりましたけれども、現在退去しております。空き家になっているものであります。町としては、この住宅を改修して、貸付住宅として改修をしたいというふうに考えております。この図面を、横で見ただけだと思うのですけれども、右側が現在の建物の平面図になります。改修前と書いておりますが、既設の床面積が106.282平米であります。左側が改修後の平面図でありまして、床面積が110.842平米と4.56平米ばかりふえることとなります。それで、左側の改修後の図面ですけれども、改修前と比較をしますと、右側の図面の左側のほうに和室6畳、和室8畳と玄関を境にしてございまして、この部分を単身者用の住宅として改修をしたいということになります。それで、玄関の部分が4.56平米ばかりふえるということになりまして、その単身者住宅の右側ですね、改修後の、ここについては世帯用として考えております。

雑駁な説明ですけれども、それでは予算書のほうの11ページにお戻りをいただきたいと思っております。

11ページですけれども、17節の公有財産購入費、土地の購入であります。ただいま説明をさせていただきました消防団訓練用地としての購入で16万5,000円。18節備品購入費36万円については、事務用として職員用で机、椅子各2個ずつ36万円あります。それから、25節積立金147万円は、ふるさと整備基金積立金10万円、これは歳入でもございまして寄附1件でございまして。それから、いきいき産業支援基金積立金137万円ですが、これは歳入同額になりますけれども、一つは農協への優先出資を町は

1億円しておりますので、その配当金が80万円、それから、優良家畜導入に係る繰上償還額が57万円ございます。合わせて137万円をいきいき産業支援基金のほうに積むということになります。

それから、7目の企画費、今回補正額で1,550万円とちょっと高額になりますけれども、補助金でありまして1,550万円。民間活用住宅建設事業でありまして、当初予算では世帯用が5戸、単身者用が3戸で合わせて8戸で2,690万円を計上しておりました。今回、要望もございまして、見込みとして世帯用が6戸、単身者用が8戸、合わせて14戸の申し込みがございまして、計算しますと、世帯用が6戸分で2,400万円、単身者用が8戸で1,840万円ほどで、合わせて14戸で4,240万円ばかりかかるということで、当初予算との不足分、世帯用が1戸分400万円、単身者用5戸分1,150万円、合わせて1,550万円を今回追加でお願いしたいということでありまして、9目の交通安全対策費、11節需用費、消耗品16万3,000円でありまして、交通安全指導員が9名から1名ふえまして10名になりました。その新しい方一人に係る被服の購入費、それから現指導員1名の被服の更新によりまして、その費用、合わせて16万3,000円であります。

12目の銀河の森管理費3節職員手当等24万9,000円、これは説明欄のとおりであります。職員の扶養親族が1名ふえたことによる各手当の増額となります。それから、4節共済費につきましては、負担率の改正に伴う2万9,000円の補正となります。

次、12ページであります。

2款総務費2項町税費1目税務総務費、4節共済費3万7,000円、これは負担率の改正に係る分。3項戸籍住民基本台帳費1目の戸籍住民基本台帳費、これは2節給料19万5,000円の減額、職員手当等15万9,000円の増、内訳は説明欄のとおりですが、次のページの共済費3万8,000円の減額、これは4月1日人事異動に伴う職員人件費に係る補正で、差し引き7万4,000円の減額となります。

13ページになります。

4項選挙費1目選挙管理委員会費4節共済費5,000円、これは負担率の改正に伴うものです。

3款民生費1項社会福祉費1目の社会福祉総務費591万5,000円の減額の補正でありますけれども、社会福祉総務費で4月1日の人事異動に伴う職員人件費の補正が、給料、職員手当共済費、合わせまして1,491万5,000円の減額となります。

次のページ、20節扶助費900万円の追加補正となります。身体障害者更生医療給付費900万円の追加でありまして、歳入では675万円、国、道合わせた補助金が675万円ほどございます。内容としては、身体障害者の更生医療給付費でありまして、当初、8名を見ておりました。扶助費としては99万6,000円を当初で見ておりましたけれども、今回1名増となりまして9名になりました。その1名増分が900万円ということ

ですが、人工透析による入院ということで、9カ月間の入院ということで、その分がふえているということになります。

それから、2目の老人福祉費19節負担金補助及び交付金36万7,000円、これは後期高齢者医療広域連合の不足分36万7,000円であります。

それから、3目の後期高齢者医療費28節繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金ですが12万1,000円の減額であります。

15ページになります。

2項児童福祉費2目の児童福祉施設費85万円の減額となっておりますけれども、これは4月1日に保育士2名を採用しました。一方4月1日で職員1名を人事異動によって配置がえをしました。その人件費の差額分、2節給料36万9,000円の減額、3節職員手当等で41万3,000円の減額、内訳はこの説明欄のとおりであります。共済費については、6万8,000円の減額となります。

3項国民年金費1目の国民年金事務取扱費、共済費1万4,000円、これは負担率の改正に伴うものであります。

16ページになります。

4款衛生費1項保健衛生費1目の保健衛生総務費907万9,000円の減額補正となります。2節給料で452万1,000円の減額、3節職員手当等で340万3,000円の減額、4節共済費で120万5,000円の減額でありますけれども、これは4月1日の人事異動に伴う職員人件費912万9,000円の減額となります。

17ページ、23節の償還金利子及び割引料で5万円の補正であります。国庫補助金等返還金5万円ではありますが、25年度分の未熟児養育医療給付事業でありまして、歳出が科目存置で1,000円ということで、予算計上しておりましたけれども、実は道の指導もございまして、補助申請をしておかないと途中でなった場合に補助金がもらえなくなると、そういったことがございましたので、一応、補助申請をしました。しかし、結果として対象者がいなかったということでその5万円を国に返すと、そういう中身であります。

3目予防費7節賃金35万9,000円、臨時保健師賃金であります。9節旅費8万1,000円、普通旅費8万1,000円ですが、実は、現保健師1名が9月中旬ごろから産休に入るとということで、それに係る臨時保健師を雇用して業務を行うということで、それぞれ賃金、旅費とも49日分の予算を見ております。

それから、5目の診療所費28節繰出金、国民健康保険直営診療施設勘定特別会計への繰出金で35万1,000円であります。

4款衛生費2項清掃費2目の塵芥処理費13節委託料73万3,000円、これは施設周辺整備ではありますが、実は上勲祢別のごみ処理施設の給水管が故障しておりまして、水が出たり出なかったりしまして、現在も調査をしておりますけれども、なかなか原因が究明できないということで、今回その調査と修繕に係る委託料73万3,000円を補正予算としてお願いするものであります。

それから、3項水道費2目の水道費28節繰出金、簡易水道事業特別会計への繰出金2万8,000円であります。

18ページになります。5款労働費1項労働諸費1目労働諸費。

まず、資料ナンバー9をお開きいただきたいと思います。資料ナンバー9は、無料職業紹介事業ということで、今回、旅費等負担金で少額ですけれども補正を計上しておりますが、陸別町として労働行政、雇用対策として陸別町無料職業紹介所を立ち上げるべく、それに係る旅費と負担金をお願いしているところであります。

実は、従来、町内で求人なり求職があった場合は、全て、求職の場合は町外の方もいらっしゃるかもしれませんが、ハローワークのほうに手続をするなり、一方では各事業所などが個別に募集したり探したりしていたと思いますけれども、今回、陸別町として無料職業紹介所を開設したいということで計上しております。

このフロー図のとおり、左側が求人登録、求人者、つまり働き手が必要な事業者ということになります。右手が求職者、陸別町で働きたい人ということになります。それで、町が無料職業紹介所を設置することによって、求人する側、求職する側も陸別町のほうに登録していただくと。それで、その下のフロー図になりますけれども、求人者、職業紹介所、求職者、これで先ほど言いましたように求人申し込みを陸別町にさせていただき、求職者も陸別町にさせていただくと。そこで、陸別町に登録をしておいて公開をして、今度は求人者、求職者に紹介をして、今度はその求人者と求人の事業所と働こうという方と面接をしていただいて、そのあっせんをするということになります。そこで、各事業者とそれから求職者が面接して契約が結ばれる、あるいは結ばないということもあるかもしれませんが、そういった陸別町無料職業紹介所を今回立ち上げをしたいということで予算を計上させていただいております。担当につきましては、労働行政も担当しています産業振興課の商工業振興担当になります。

職業紹介責任者講習会というのが札幌で7月にございますけれども、そこに職員1名を受講させて、北海道労働局に届けをすることによって、ちょっと2週間ぐらいかかるようですけれども、それによって届けだけで陸別町職業紹介所が設置できるということになります。

そこで、下の欄外に3行ございますが、ハローワークを介さないで求人票や求職票を受理して求職者や求人者へ紹介、あっせんができるということ。それと、町のホームページで求人情報を掲載することができます。現在も移住体験の関係で、移住フェアということで、都市圏、東京だとか大阪に行っておりますけれども、陸別町としてこういう看板を掲げて求職者を募るということもできます。

なお、参考までに、道内では現在4市町がこれを立ち上げておりまして、陸別町は全職種を対象としたいというふうに思っておりますが、道内4市町のうち全職種を対象としているのが3町、それから農業だけを対象にしているのが1市ございます。十勝管内では当町が初めてかなというふうに思っておりますけれども、それと、ハローワークとの併用も



含めて、今、ハローワークと協議をしております、ハローワークからの情報も陸別町の職業紹介所のほうに提供されるということも考えられますので、そこらについては時間を要しますけれども、開設までには詳細を協議して、できるだけそのようにしていきたいなと、そのように思っております。予定でいけば、大体8月中旬ぐらいまでには陸別町無料職業紹介所という看板を設置できるかなと、そのように今のところは考えております。

予算書のほうにお戻りください。18ページです。

今言った労働諸費で、9節旅費15万6,000円、普通旅費ですけれども、これは講習会が7月に札幌でありますので一人分、それから東京移住フェアでの、そこで職業紹介活動をするということで、その旅費一人分、合わせて15万6,000円です。19節負担金補助及び交付金1万4,000円は、この講習会に係る負担金1万4,000円であります。

3目の雇用再生対策費、19節負担金補助及び交付金で1,296万円、事業者雇用促進支援であります。これは当初予算で5人分、月に7万円で12カ月分で420万円を計上しておりましたけれども、実は既に確定見込みが18名ございます。それから、募集中などで22名を見込んでおまして、不足分が17人分の1,296万円を今回補正でお願いしたいということでもあります。

なお、事業所別でいきますと、町内で申し込みを受けているのは、農業関係では3事業所、建設関係では2事業所、林業関係では1事業所、福祉関係では2事業所となります。8事業所で21名、1名分については、今後発生した場合の予算が不足したら困りますので、1名分については予備として1名加えさせていただいて22名分の予算ということで、不足17名分1,296万円を追加をお願いをしたいということでもあります。

6款農林水産業費1項農業費1目の農業委員会費3節職員手当等3,000円、それから4節共済費、負担率改正、これは職員の住居手当の改正に伴う追加負担率の改正であります。それから、2目農業総務費、4節共済費10万6,000円については、負担率の改正によるものであります。

次に19ページ、4目の畜産業費でありますけれども、14節使用料及び賃借料6,000円、土地建物借上料であります。実は、斗満の国有林で林間放牧地として国有林から借り受けをしておりますが、その賃貸料が4月から改正になりまして、6,000円ほど不足するというので6,000円の追加であります。同時に、歳入についても同額入る予定でございます。8目の農畜産物加工研修センター管理費4節共済費8,000円、これは負担率の改正。7款商工費1項商工費1目商工総務費4節共済費2万7,000円、これも負担率の改正によるものです。

8款土木費1項土木管理費1目土木総務費2節給料498万9,000円、3節職員手当等381万8,000円、共済費145万2,000円、これは4月1日の人事異動に係る職員の人件費の補正となります。5項下水道費1目の下水道費28節繰出金1万7,000円、これは公共下水道事業特別会計への繰出金となります。

21 ページ、9 款消防費 1 項消防費 1 目消防費 1 9 節負担金補助及び交付金で 1,913 万 5,000 円の今回計上であります。まず、資料ナンバー 10 をお開きいただきたいと思ひます。

資料ナンバー 10 は、栄町の今回土地購入する分と前回購入している部分、そこにかかわる消防団の訓練用地の整備事業であります。まず、消火栓の撤去、移設でありますけれども、国道 242 号線と宮下通りから国道に出る部分のところに、この黒い丸がございますが、これを撤去して、この消火栓を移設する。星印といいますか、ここに移設をするということであります。それから、この図面の中で、丸点がございますが、照明、2 灯式を 1 基設置します。それと、川向栄町線におりる道路のところがちょうど H0.827 メートル、つまり高低差が消防側と 82.7 センチほど落差がありますので、国道から落ちないように、L 型の擁壁と転落防止柵を設置したいということです。それから、整備に当たり、隣家との境界のところに境界線として柵を布設がえをして、この敷地の中央に防火水槽 II 型 20 トンですが、これを防火水槽として設置をすると。それと、消防側のところの縁石を撤去しまして、新たに移設した消火栓のほうに、この点線で書いてございますが、水道管 75 ミリを 49 メートル布設するという内容であります。ちなみに、この整備費につきましては、消火栓の移設については 175 万 7,000 円であります。消火栓以外の整備につきましては、1,750 万 5,000 円ほど予算を見ております。

それでは、予算書 21 ページをお開きいただきたいと思ひます。

ただいま図面で説明した池北三町行政事務組合負担金 1,913 万 5,000 円でありますけれども、今、説明しました栄町の消防団訓練用地整備で 1,750 万 5,000 円。それから、3 月 31 日付で 2 名の団員の退団がございました。その報奨金が 114 万 2,000 円あります。それと、新規入団が 2 名ございますので、その被服購入費 48 万 3,000 円が主な内訳となっております。

2 目の災害対策費 1 節報酬 5 万 4,000 円、これは防災会議委員の報酬、当初 2 回を見ておりましたけれども、4 回見込んで 5 万 4,000 円の追加です。

それで、資料のナンバー 11 をお開きいただきたいと思ひます。資料のナンバー 11 は、陸別町総合防災訓練ということで、ことしの 8 月 5 日火曜日に中央駐車場で防災訓練を予定しております。内容としては、ここに書いたとおり震度 6 弱の直下型地震が発生して、それに係る避難誘導ですとか、消防団の出動ですとか陸上自衛隊の出動、あるいは町民の皆様には避難ですとか、あと防災関係の展示もしますので、そういったものも見学していただければと思ひますけれども、実は 5 月 26 日に防災会議を開きまして、これらの大枠の内容については確認をしました。今後、その関係団体とも詳細を詰めていって、7 月末ぐらいに再度防災会議を開いて内容の決定をすると、そういう流れになっております。あわせて 5 月 29 日の自治会連合会の総会においても、出席した皆様にも協力についてお願いをしたところであります。

予算書 21 ページにお戻りください。

それで、ただいま申し上げました1節報酬5万4,000円は防災会議委員の報酬、2回から4回、2回分の増。それから、8節報償費10万円は防災訓練参加者への記念品ということで10万円、11節需用費16万3,000円、これは消耗品でありますけれども6万5,000円、これは当日炊き出しを予定しておりますので、それに係る消耗品でございます。食料費9万8,000円、これも炊き出し用に係る食材300食分を予定しております。14節使用料及び賃借料3万1,000円、これはユニットハウスの借り上げ料であります。2日間、前日と当日ということで、倒壊家屋からの救助用ということで借り上げを予定しております。

10款教育費1項教育総務費2目の事務局費2節給料200万1,000円、職員手当等117万7,000円。次のページ、4節共済費64万2,000円につきましては、4月1日付人事異動に伴う職員の人件費の補正となります。

それから22ページ、10款教育費3項中学校費1目の学校管理費ですが、共済費1万3,000円については負担率の改正によるもの。15節工事請負費99万4,000円、学校改修でありますけれども、実は陸中体育館の外壁にひびが入って塗装が剥がれているというようなことが春に発見されました。要因としては、大量の落雪などによって外壁への影響があったということであります。なお、建物災害共済、保険関係については、今、保険会社と協議中ということであります。その学校改修費で99万4,000円であります。

23ページになります。10款教育費4項社会教育費1目の社会教育総務費9節の旅費、普通旅費6万6,000円、11節需用費1,000円消耗品、19節負担金補助及び交付金4,000円、会議等負担金でありますけれども、実は、来年度、27年度から、放課後児童健全育成事業、つまり学童保育事業でありますけれども、制度改正があるということで、札幌でその研修会が開かれるということで、職員2名をその研修会に派遣させたいということで予算を計上させていただいております。旅費については札幌1泊2日で二人分、消耗品については資料代二人分、会議負担金も職員二人分ということで、6万6,000円、1,000円、4,000円の補正をお願いをしているところであります。

以上で歳出を終わります。次、歳入、5ページに移ります。歳入、5ページになります。

#### 1、歳入。

9款地方交付税1項地方交付税1目地方交付税、既定額21億6,015万7,000円。これは普通地方交付税が19億8,015万7,000円、特別地方交付税は1億8,000万円を予算計上しております。今回、普通交付税で4,258万5,000円の補正でありますけれども、これによって普通交付税は補正後20億2,274万2,000円、特別交付税は1億8,000万円に変更ございません。合わせて地方交付税につきましては22億274万2,000円の額となります。

13款国庫支出金1項国庫負担金1目の民生費負担金1節の社会福祉費負担金450万

円。これは身体障害者自立支援医療費負担金でありまして、先ほど歳出で説明しました900万円の2分の1分、450万円であります。

それから、13款国庫支出金2項国庫補助金4目の教育費補助金1節の教育総務費補助金2,720万4,000円の増であります。これは学校施設環境改善交付金ということで、給食センターの建設に係る補助金の補正でありまして、当初5,350万3,000円を計上しておりましたけれども、今回、国のほうから8,070万7,000円の内示がございました。その差額2,720万4,000円を追加で補正する内容であります。

次、6ページになります。14款道支出金1項道負担金1目の民生費負担金1節社会福祉費負担金、身体障害者自立支援医療費負担金225万円、これも先ほど歳出でありました900万円の道負担分、4分の1分であります。

15款財産収入1項財産運用収入2目の利子及び配当金1節の利子及び配当金80万円、これは先ほど歳出で説明しましたけれども、JAへの優先出資1億円の配当金であります。

それから、16款寄附金1項寄附金2目の指定寄付金1節の総務費寄附金10万円。これはふるさと整備資金として、寄附1件であります。

7ページになります。17款繰入金1項基金繰入金1目ふるさと整備基金繰入金、今回、ふるさと整備基金では1,780万円の減額ですけれども、説明欄にあるとおり、国の補助金が2,720万4,000円ほどふえておりますので、ふるさと整備にその分2,720万円を戻すと、それから消防施設整備事業に、これは栄町の消防訓練用地の整備でありますけれども、そこに940万円を充当するというので、差し引き1,780万円をふるさと整備基金に戻すということになります。

それから2目のいきいき産業支援基金繰入金1節のいきいき産業支援基金繰入金930万円、これは民間活用住宅建設事業に充当、6戸分に係る充当であります。それから6目の公共施設等維持管理基金繰入金930万円、これは旧医師住宅の改修に係る充当となります。

19款諸収入3項貸付金元利収入1目の家畜導入貸付金収入、優良家畜導入貸付金の繰り上げ償還金が57万円あります。

8ページになります。19款諸収入5項雑入3目雑入5節雑入60万6,000円、内訳としては建物災害共済金60万円、先ほど歳出で説明させていただきましたけれども、東1条2区の職員住宅修繕にかかわる分が38万8,000円、それからモータープール修繕に係る分が21万2,000円、合わせて60万円となります。それから牧野組合貸付料6,000円、これは先ほど歳出で説明しましたけれども、斗満国有林の林間放牧地の賃貸料に係る部分ですけれども、斗満地区牧野利用組合から6,000円が入ってくるということで、賃貸料改正に伴う6,000円の追加です。

以上で、議案第38号の説明を終わります。

○議長（宮川 寛君） 今、特別会計の説明に入りますけれども、時間が途中で半端にな

ると思いますので、午後1時まで昼食のため休憩をいたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） それでは、議案第39号の説明に移りたいと思います。

議案第39号平成26年度陸別町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

それでは事項別明細書、歳出、5ページをお開きいただきたいと思います。5ページ歳出であります。

3款後期高齢者支援金等1項後期高齢者支援金等1目後期高齢者支援金19節負担金補助及び交付金で負担金ですけれども、医療費拠出金。今回、国保連から確定後の通知が来ました。それに伴って1万7,000円ほど不足するというので、今回、追加の補正となります。

4款前期高齢者納付金等1項前期高齢者納付金等1目前期高齢者納付金19節負担金補助及び交付金、負担金、医療費拠出金、これも同様でありまして、26年度の国保連からの通知、確定通知に基づきまして当初は3万円でありましたけれども3万3,000円に確定ということで、不足の3,000円の追加となります。

6款介護保険納付金1項介護保険納付金1目の介護保険給付費納付金19節負担金補助及び交付金、これも支払基金からの確定通知に基づきまして、2万1,000円ほどの減額となります。

以上で歳出を終わりにして、歳入、4ページに移ります。

1、歳入。

2款国庫支出金1項国庫負担金1目療養給付費等負担金1節現年度分、療養給付費等負担金3万9,000円の追加の補正となります。

4款前期高齢者交付金1項前期高齢者交付金1目前期高齢者交付金1節前期高齢者交付金、この前期高齢者交付金についても、26年度の確定通知に基づきまして4万円の減額となります。

以上で議案第39号の説明を終わりにして、次、議案第40号の説明に移ります。

議案第40号平成26年度陸別町の国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後

の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

事項別明細書、歳出、5ページをお開きください。

## 2、歳出。

1款総務費1項施設管理費1目一般管理費、一般管理費の補正については35万1,000円でありますけれども、4月1日付人事異動に伴う職員人件費の補正であります。2節給料については8万1,000円の減額、3節職員手当等については19万5,000円の追加、内訳は説明欄に記載のとおりであります。4節共済費23万7,000円の追加の補正となります。なお、給与費明細書が7ページ、8ページにありますので、御参照いただきたいと思います。

以上で歳出を終わりました、歳入4ページに移ります。

4ページ歳入でありますけれども、5款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金、一般会計からの繰入金35万1,000円の追加であります。財政対策分として補正を計上しております。

以上で、議案第40号を終わりました、次、議案第41号に移ります。

議案第41号平成26年度陸別町の簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書、歳出、5ページをお開きください。

5ページ歳出であります。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費4節共済費2万円については負担率の改正に伴うものです。なお、6ページに給与費明細書がありますので、後ほどごらんをいただきたいと思います。

12節役務費8,000円、保険料等、傷害保険8,000円の追加でありますけれども、実は検針員二人の保険料、傷害保険が4月から単価改正によって、1人当たり4,000円ほどアップになりました。その二人分8,000円の追加補正となります。

2款施設費1項施設管理費1目施設維持費15節工事請負費175万7,000円、消火栓移設であります。これは、先ほど一般会計で説明しました説明資料ナンバー10の栄町の消防団の訓練用地整備に係る消火栓の移設ということで、歳入同額を計上しております。

以上で歳出を終わりました、歳入、4ページへ移ります。4ページ歳入であります。

4款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金、財政対策分で2万8,000円の追加。

6款諸収入1項雑入1目雑入1節雑入175万7,000円、消火栓整備等補償費であります。これは一般会計の消防費からの歳入となります。

以上で議案第41号の説明を終わりました、次、議案第42号の説明に移ります。

議案第42号平成26年度陸別町の公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書、歳出、5ページをお開きください。

5ページ歳出であります、1款総務費1項総務管理費1目一般管理費4節共済費で1万7,000円、これは負担率の改正に伴う補正となります。

給与費明細書は6ページにございますので、後ほどごらんをいただきたいと思っております。

以上で歳出終わりました、歳入、4ページに移ります。歳入4ページ。

4款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金、財政対策分として1万7,000円の補正となります。

以上で議案第42号の説明を終わりました、次、議案第43号の説明に移ります。

議案第43号平成26年度陸別町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

事項別明細書、歳出、5ページをお開きください。

5ページ歳出でありますけれども、2款後期高齢者医療広域連合納付金1項後期高齢者医療広域連合納付金1目後期高齢者医療広域連合納付金19節負担金補助及び交付金でありまして事務費負担金、これは共通経費に係る分でございますけれども、これも26年度の確定に伴いまして、12万1,000円の減額の補正となります。

以上で歳出を終わりました、歳入、4ページに移ります。

1、歳入。

3款繰入金1項他会計繰入金1目事務費繰入金1節事務費繰入金12万1,000円の減額となります。この他会計繰入金につきましては、これは一般会計からの繰入金ということで御理解をいただきたいと思っております。

以上で、議案第38号から議案第43号までの説明を終わらせていただきます。以後、御質問によってお答えをしていきたいというふうに思っておりますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） これから、議案第38号平成26年度陸別町一般会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正のうち、歳出の逐条質疑を行います。

事項別明細書は、9ページからを参照してください。

1款議会費9ページから、2款総務費13ページ中段まで。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) なければ、次に移ります。

次に、3款民生費13ページ中段から、4款衛生費17ページまで。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) なければ、次に、5款労働費18ページから、8款土木費20ページまで。

7番河瀬議員。

○7番(河瀬洋美君) 18ページの労働諸費についてお伺いをいたします。

先ほど、資料を使いまして説明をしていただきました無料職業紹介事業ということを変更して新しく始めるということでしたけれども、当然、陸別の場合、いろいろな事業所で事務員が欲しいですとか、いろいろなことで、今、ハローワークにもあげたり、高校のほうに紹介もしたりして、長い間、努めてはいるようですけれども、なかなかそこからの陸別町に来て務めたいという人がなかなかできてこない、そういう悩みはたくさん聞いておりますので、町としてそういう対策をしっかりと立てていくということは、改めてこの事業をつくり上げたことで理解はできます。

裏にはそういう状況もいっぱいあるということですが、例えば、陸別町の無料職業紹介所で、ここで職を求めてくる人、当然職を求める人がいるからですけれども、求めて陸別町へ来た場合、回りの環境整備というのが先ではないかなと思いますが、当町へこの春来られた方も公営住宅を求めて何度か抽選に及んだり、何回か応募したりしていてもなかなか当たらないと。それで4月1日から、当然ここで張り切って陸別町の仕事について一生懸命やっついていこうとしても、なかなかその環境が整っていないということで、ホテル住まいをしたりですとか、いろいろなことで住宅を探してみてもなかなか住めるところがないというような状況もあります。ですから、これにあわせて、職業紹介所も結構ですけれども、回りの環境をもうちょっと整備をしていかなければならないかと思うのですが、もちろん住宅もあわせてですけれども、そういったことについての考え方はこれとあわせて進めていかれるのでしょうか。

それと、先ほどどこからも質問がありませんでしたけれども、民間住宅ですとかそういったところへも補正して、新しく住宅を建ててもらう方に補助をしていこうということもありますけれども、とにかくまずはそういった環境をきちんと整備をしていかなければ難しい状態にあるということを理解していただきたいと思いますが、その辺の対策についてお伺いいたします。

○議長(宮川 寛君) 副島産業振興課長。

○産業振興課長(副島俊樹君) ただいま議員がおっしゃられたこと、私どもも十分認識しております。ただ、今すぐ新たな住宅を町でというふうな形には、今のところはならな



い状況でありまして、今年度は民間活用住宅で、民間でアパートを建設してもらっております。そういったものを活用しながら、陸別はもともと住宅事情が悪くて、働きに来たけれども住むところがなくて結局やめてしまうのですとか、ほかの町から通うということが多いわけですが、そういったところが今後改善をしていかなければならないところは十分認識しております。ただ、今すぐということではないのですけれども、まずは民間住宅を中心に進めていただいて、また空き家等ができた場合、町でも情報を収集して、第三者に貸していただけるような情報提供といいますか、そういったこともしていかなければならないとは考えております。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） 7番河瀬議員。

○7番（河瀬洋美君） 当然そのとおりで、住むところがなければどうしてもここに職を求めてきても続けられないわけですから、その対策を急がなければならぬと思いますし、今おっしゃられたように民間の住宅、誰か建ててくれる方がいればということもあると思いますけれども、それも相手があつてのことですね。ですから、仕事ばかり紹介しても、きちんとした環境整備ができていなければ、いろいろな弊害が出てくるというところをあわせてしっかりと考えて進めていただきたいと思います。

今回、今、課長のほうから言われましたけれども、民間の住宅の情報を収集をしながらということもありますが、かなりあいているといえ、なかなかそのまますぐ右から左へということで済むような家というのは何軒もありません。でも、しかし、そういった情報というのはしっかりと担当課のほうでも押さえておいて、当然、役場のほうに、陸別から離れる方、いろいろな方が出られたときには、一番先に情報が入るところですよ。そういった中からも、しっかりと次の住宅、使える住宅なのかどうなのかということもきちんと調べて、情報を他の課と連携もしっかりと進めていって、町にはこうこうこういう住宅があると、誰々さんの後があいているというような情報をしっかりとつかんで、いろいろな方に住宅を提供していただい、その中からこの職業を求めてこられる方も安心して来られるようにというような対策をあわせて進めていくべきだと思いますので、その辺の情報収集、各課にまたがって住宅の情報ですとかそういったことは集めていただきたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 副島産業振興課長。

○産業振興課長（副島俊樹君） ただいま議員のおっしゃるとおり、住むところがなければどうしようもないということは十分認識しております。今後、庁舎内の連携もとりながら、住宅確保などスムーズに進められるようにしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、次に9款消防費21ページから、10款教育費23

ページまで。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) なければ、次に、歳出全般について行います。

ただし、款ごとの質疑は終わりましたので、他の款との関連あるもののみにします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 以上で歳出についての質疑を終わります。

次に、歳入全般について質疑を行います。

歳入の事項別明細書は、5ページから8ページまでを参照してください。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 質疑なしと認め、以上で歳入についての質疑を終わります。

最後に、歳入歳出全般について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第38号平成26年度陸別町一般会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第39号平成26年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから5ページまでを参照してください。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) これで、質疑は終わります。

これから、討論を行います。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第39号平成26年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第40号平成26年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第1号)の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから6ページまでを参照してください。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第40号平成26年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第41号平成26年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから5ページを参照してください。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) これで質疑は終わります。

これから、討論を行います。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第41号平成26年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第42号平成26年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算(第1

号)の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから5ページを参照してください。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第42号平成26年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第43号平成26年度陸別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから5ページを参照してください。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) これで、質疑は終わります。

これから、討論を行います。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第43号平成26年度陸別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎散会の議決

---

○議長(宮川 寛君) 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

---

◎散会宣告

---

○議長（宮川 寛君） 本日は、これにて散会します。

散会 午後 1時27分